

参考配布

平成 26 年 8 月 21 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

無許可で職業紹介を行っていた派遣元事業主に係る行政処分について

— 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について —

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表
平成26年8月21日

担当	大阪労働局需給調整事業部 電話 06-4790-6319 FAX 06-4790-6309
----	---

無許可で職業紹介を行っていた派遣元事業主に係る行政処分について — 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について —

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

処分を受けた派遣元事業主は、平成24年1月31日までは厚生労働大臣の許可を受けて、有料職業紹介事業を行う事業主であったが、当該許可が失効した後も、労働者派遣事業を行う中で派遣先への直接の職業紹介を行ったほか、「紹介コンサルティング」と称して、それまでと変わらず、有料の職業紹介事業を行っていた。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称 株式会社マリアプロ
代表者の職氏名 代表取締役 矢野 仁
所 在 地 大阪市城東区野江一丁目1番1号
届出に関する事項 届出受理番号 特 27-305768
届出受理年月日 平成25年2月1日
(事業開始年月日 平成25年3月1日)

有料職業紹介事業許可番号 27-ユ-301031
許可期間 平成21年2月1日～平成24年1月31日

第2 処分内容

同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり)

第3 処分理由

株式会社マリアプロは、大阪市城東区野江一丁目1番1号に本社事務所を置く特定労働者派遣事業主（特27-305768）であるが、当該派遣元事業主が所持していた有料職業紹介事業主（27-ユ-301031）としての許可は平成24年1月31日をもって失効しているにもかかわらず、

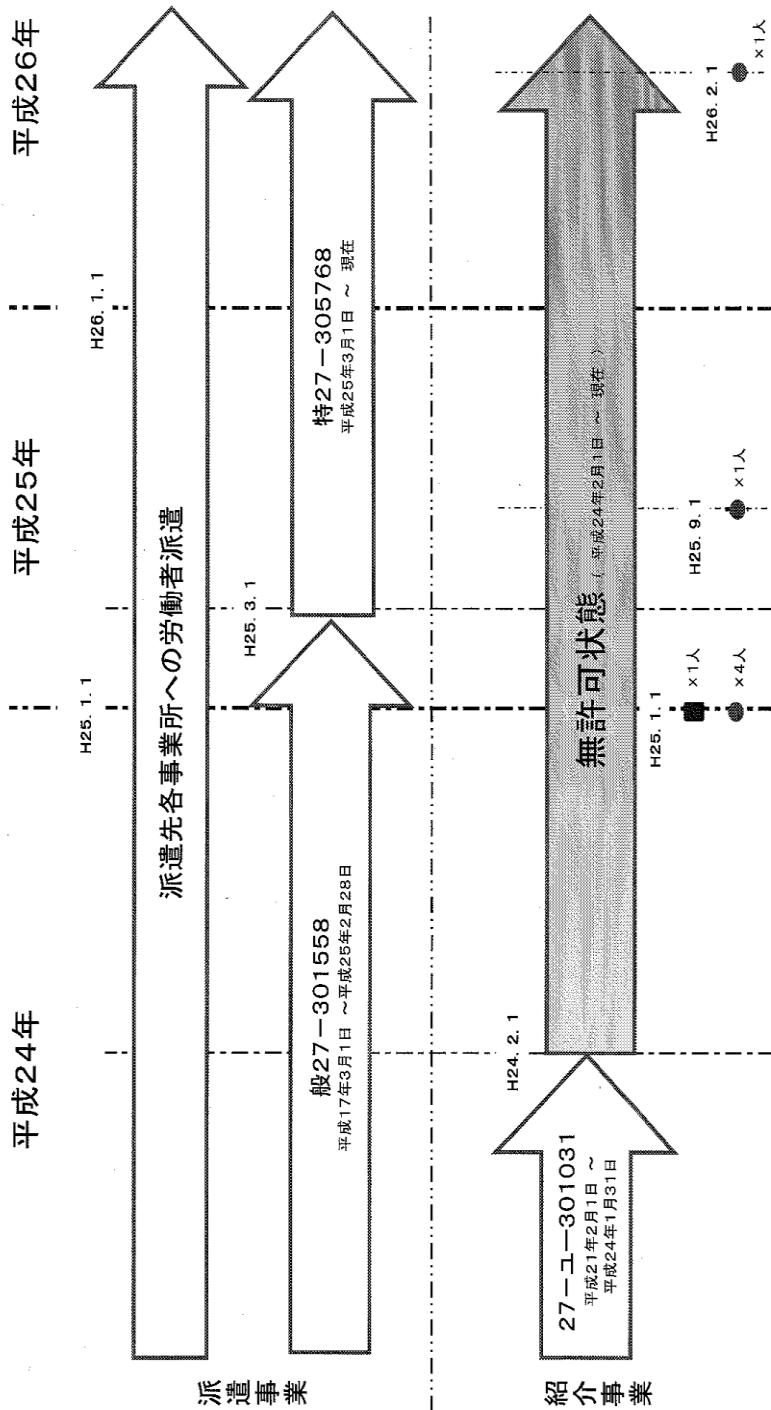
- 1 平成24年2月1日から平成26年2月13日までの間、派遣先への労働者派遣の役務の提供を行う中で、実態は職業紹介であるのに「紹介コンサルティング」と称して、少なくとも計4回、延べ6名の自己の雇用する派遣労働者について、派遣先からの求人の申込みに対し、当該派遣労働者と派遣先の雇用関係の成立をあっせんし、かつ、当該行為に関して報酬を受領し、または受領しようとしており、
 - 2 平成25年1月1日付けで当該派遣先に入社した労働者1名については、株式会社マリアプロが当該派遣先へ自己と雇用関係のない求職者の職業紹介を行い、紹介料と称して、当該行為に関して報酬を受領しており、
- もって、当該派遣元事業主が行う労働者派遣事業の中で、職業安定法第30条第1項に違反した無許可での有料職業紹介事業が確認されたこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施し、書面にて報告すること

- (1) 労働者派遣事業を行う中で、第3の処分理由が発生した原因の究明
- (2) 前記(1)を念頭に今後の再発防止策の策定
- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化
- (4) 役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底
- (5) 内部管理体制（人的構成と体制の構築等）の再構築・整備

無許可紹介に係る事業の概要図 (株式会社マリアプロ)



● 紹介コンサルティングと称した職業紹介 (マリア社に雇用され、派遣先への派遣就業を促すのに、派遣先へ移籍されたケース)
 ■ 直接の職業紹介 (マリア社に雇用されることなく、直接紹介され、雇用されているケース)
 ※株式会社マリアプロ=マリア社

参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の二者に分けられる。

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

職業紹介

職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。職業紹介は、有料職業紹介と無料職業紹介に分けられる。

有料職業紹介と無料職業紹介

「有料の職業紹介」

- 無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

「無料の職業紹介」

- 職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

労働者派遣法 (抄)

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条

第1項

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第2項

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第2号 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

第3号 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

第4号 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条

第1項

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 56 条

第 1 項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣法施行規則

第 55 条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 4 号 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令

(第 1～3号、第 5～7号、略)

職業安定法 (抄)

(定義)

第4条

第1項

この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

第2項

この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

第3項

この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

(有料職業紹介事業の許可)

第30条

第1項

有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(無料職業紹介事業)

第33条

第1項

無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条から第33条の4までの規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第64条

次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号 第30条第1項の規定に違反した者
(第1-2～9号、略)

第 67 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 63 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。